最終更新日:2016年7月5日
株式会社プラコー
代表取締役社長　黒澤　秀男
問合せ先:048-798-0222
証券コード:6347
placo.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制と株主をはじめ取引先に対する公平で迅速かつ適正な情報発信による経営の透明性の確保、経営の効率性の追求、更には企業倫理の遵守、コンプライアンス経営の徹底など、公正で健全な企業経営を基本とし、コーポレート・ガバナンスの強化・充実を図ることが経営の重要課題として認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社フクジュコーポレーション	4,337,000	15.97
平原　宏一	2,324,000	8.56
株式会社TTNコーポレーション	1,182,000	4.35
プラコー共栄会	1,119,005	4.12
安本　匡宏	1,100,000	4.05
株式会社ビヨンド・エルエスアイ	1,093,000	4.03
セノーテ7号投資事業有限責任組合	954,000	3.51
日本証券金融株式会社	742,000	2.73
西村　治彦	635,000	2.34
吉川　慎太郎	623,000	2.29

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小沢剛司	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小沢剛司	○	――	当社との利害関係がなく、また、弁護士として培われたコンプライアンス等に関する専門的な知識・経験を有していることから、当社の経営の意思決定、執行を中立的な立場で監督できる事を勘案した結果、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、当社の独立役員として選任するものです。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名

監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、監査法人プレインワークから四半期決算報告に係る監査状況および監査内容に関し、定期的な報告を受けております。また、必要に応じ随時情報交換を行って、連携を高めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
工藤　啓介	弁護士													
野崎　正	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
工藤　啓介		―――	検事、弁護士として培われた専門的な知識・経験等を当社の監査体制にいかしていただくため。
野崎　正		―――	仮監査役野崎正は、監査役の法定員数を欠くことになったため、仮監査役として就任したもので、仮監査役の任期は、さいたま地方裁判所の決定に基づき、当社株主総会において後任監査役を選任するまでの期間となります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

当社の主力製品でありますプラスチック加工機械は、業界自体が構造的に大きな転換期を迎え、一方、リサイクル装置は発展途上の業界であるため、法律、条例等の整備、改正を含め業界動向は未だ定まっていないのが現状であります。従って現在では業績と取締役の貢献度が比例関係を保ち難いこともあり、インセンティブ付与は行なっておりません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役及び監査役に支払った報酬（平成28年3月期）
取締役5名 48,270千円(うち社外取締役2,070千円)
監査役4名 9,240千円(うち社外監査役3,360千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役への取締役役会の招集通知、議事録の作成、その他取締役会運営に関する事務は、総務・経理部が担当となっております。
社外監査役への招集事務、議事録の作成、その他監査役会運営に関する事務は、常勤監査役が窓口となっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

会社の機関としては、意思決定・監督機関として取締役会を、業務執行機関として常務会を、監査機関として監査役会を設置し、会計監査人を選任しています。
取締役会は、監査役も出席し、原則として毎月１回開催し、経営方針等会社の業務執行上の重要な事項に関する意思決定を行うとともに、担当取締役から業務執行状況の報告を受け、取締役の業務執行が適正に行われるよう監督しています。
取締役社長が、会社を代表して業務を執行し、その業務執行を補佐するために各事業分野に管掌取締役を置いています。
常務会は、取締役会の決議に基づく業務執行に関し具体的な方法を決定するため、原則として毎月１回以上開催し、経営上の重要事項を審議するとともに、重要情報の交換・共有の場としています。出席者は、取締役および執行役員となっております。
監査役会は、常勤監査役および社外監査役で構成され、、原則として毎月１回開催し、取締役の職務執行の監査に関する重要な事項について、各監査役から報告を受け、協議を行い、決議を行っております。各監査役は、監査役会が定めた監査役鑑査基準に準拠し、年間監査計画にもとづき監査を実施しています。
会計監査人は、監査法人ブレインワークを選任しています。監査役と監査法人ブレインワークは定期的な打合せを行うとともに、必要に応じ情報交換をすることで相互連携を高めています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

毎月１回開催される取締役会への出席者は、出席取締役４名中、1名の社外取締役は弁護士有資格者であり、出席監査役3名中、２名の社外監査役は弁護士の有資格者であります。このことにより専門家から見た当社のガバナンスに対する適切な意見が反映され、監視機能も働いております。
また、監査契約を結んでいる監査法人ブレインワークからは、定期的な会計監査の他、当社の会計上の課題について随時確認がなされ、適切な指摘を受けており、当社は適時、指摘された会計処理の適正化に努め、現状のコーポレート・ガバナンス体制を維持・継続しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
その他	株主総会招集通知を適時に発送し、全ての株主に平等な権利行使が可能な環境整備に努めている。平成28年6月11日、12日開催の株主説明会前の6月9日に招集通知を発送し、株主説明会における有用な情報提供を行った。 全株主に対し株主説明会開催の案内を通知し、平等に門戸を開いている。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	開示資料は随時当社ホームページに掲載するようにしております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IRを担当する部署としては総務・経理部が決算開示も含め担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制。
コンプライアンスの考え方に基づいて規程を定め、取締役・従業員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範としております。また、その徹底を図るため、コンプライアンス委員会においてコンプライアンスの取組みを横断的に統括し、これらの活動は定期的に取締役会及び監査役に報告しております。

2. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
取締役会は取締役、従業員に共有する全社的な目標を定め、部門管掌取締役はその目標達成のために各部署の具体的な目標及び会社の権限分配・意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、必要な改善を促すことを内容とする、全社的な業務の効率化を高めるシステムを構築いたします。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
取締役の職務執行に係る決裁結果を稟議書等の文章又は電磁的な媒体（以下、文書等という）に記録し、保存いたします。取締役及び監査役は、文書保存規定により、常時、これらの文書等を閲覧できるようにしております。

4. リスクの管理に関する体制
当社は、取締役会及び常務会並びに各委員会等において、コンプライアンス、災害、品質、情報セキュリティ及び日々の業務活動や施設の管理状況等について、多面的なリスク管理を実施しております。当社経営を取巻くリスクに対応する予防策を検討し、必要な業務ルールの見直し、情報ネットワークの整備、従業員教育の徹底等の活動をしています。万が一、会社全体に重大な影響を及ぼすリスクが発生した場合には、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役及び担当部署を定め、経営レベルのリスク対策本部を設置し、迅速かつ的確な対応を実施するべく体制を整備いたします。

5. 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制
取締役は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況を速やかに報告する体制を確立しております。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役との協議により決定いたします。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「社会の秩序や企業の健全な活動に悪影響を与える個人・団体に関わるなど、社会的良識に反する行為は行わない」こと、すなわち「反社会勢力に対し、毅然たる態度で臨み、その要求には一切応じない」ことにし、反社会的勢力に対する当社の基本的考え方を全役員・従業員に明確に示しています。
この基本的な考え方を確実に実施するために、反社会的勢力からの具体的行動に対する対応の指導や教育を行うことにいたします。また、顧問弁護士や警察との連携を密にし、反社会的勢力に関する情報の収集・交換を行い、組織的対応をとることといたします。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社は、従来から継続的に株式を保有している安定株主との友好関係を維持しながら、一方では、社員持株会、取引会社で構成されている持株会の継続と拡充を図り敵対的買収などに対する防御策をとります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

